

運転に不安を感じている方は、運転免許証の返納を考えてみてはいかがでしょうか。



運転免許証返納について

病気や高齢による身体機能低下などの理由で、自動車等の運転をしないとお考えの方は、ご本人の申請により運転免許証を返納することができます。

返納の手続きについて

【受付窓口・時間】

○運転免許センター …平日 午前8時30分～11時、午後1時～4時
日曜日 午後2時～3時（事前申込みが必要です。）

○警察署 ……平日 午前8時30分～12時、午後1時～4時

※年末年始の休日は手続きできません。病院等で、ご家族の手助けがあっても外出できない方は、能代警察署（☎52-4311）にご相談ください。

【必要なもの】 運転免許証

警察では『運転経歴証明書』を交付しています。

運転経歴証明書について

申請により運転免許証を返納された方は、住所、氏名、生年月日等が表示されたカード型の運転経歴証明書の交付を受けることができます。証明書を提示すると県内のタクシー料金やバス回数券が割引されるほか、協賛店のサービスが受けられます。

申請の手続きについて

【受付窓口・時間】 運転免許センターと警察署で、平日のみ申請を受け付けております。

受付時間は、返納手続きと同じ時間になります。

※年末年始の休日は手続きできません。

【必要なもの】 返納と同時の方 …写真1枚

過去5年以内に返納された方 …写真1枚、本人確認のできる書類

※運転免許センターで手続の場合は、いずれの方も写真不要

【申請手数料】 1,000円

【お問い合わせ先】 秋田県生活環境部県民生活課 ☎018-860-1523

能代警察署 ☎52-4311

4月からマル福の対象が18歳まで拡大されます

現在、子どもの医療費については赤ちゃんから中学生までをマル福の対象とし、医療機関の窓口で保険証とマル福カードを提示した場合は医療費を町で負担しています。

町では藤里町総合戦略の一環として、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、平成29年4月からマル福の対象者を「18歳を迎える年度の3月31日（高校生相当）」まで拡大します。

マル福カードについては、保険証を確認するため郵送ではなく、役場町民課（5番窓口）での交付を予定しています。新たに対象となる方には申請書を送付しますので、お手元に届いた申請書と対象者の保険証を役場町民課までお持ちください。マル福カードをその場で交付いたします。

詳しくはお手元に届いたお知らせ文書をご覧ください。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 健康推進係 ☎79-2113